

千葉市資源回収促進奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 市長は、ごみの減量化及び再資源化を促進するとともにごみに対する市民の関心を高め、資源の有効利用に対する意識の向上を図るため、拠点回収を行う資源回収登録団体に対し、予算の範囲内において、千葉市補助金等交付規則（昭和60年千葉市規則第8号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき、当該団体に対し資源回収促進奨励補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 資源物 市内の家庭及び市に届出をした別表第1に定める事業所から排出される廃棄物のうち再生可能な古紙（次に定めるものを除く。）及び布類（家庭から排出されたものに限る。）をいう。

ア 別表第1に定める事業所以外の事業所から排出されるもの

イ 紙製造業及び製本業の事業に伴い排出されるもの

ウ 工作物の新築、改築（増築を含む。）及び除去に伴い排出されるもの

(2) 加盟業者 千葉市再資源化事業協同組合に加盟している資源回収業者をいう。

(3) 拠点回収 資源物を決められた集積場所（各家庭の玄関前を除く。）に持ち寄り、その集積場所で加盟業者に引き渡すことをいう。

(4) 資源回収登録団体 拠点回収を継続的に実施する町内自治会、子ども会、老人クラブ及び婦人会等（営利を目的とする団体を除く。）で、第5条第1項の規定により市に登録した団体をいう。

(5) 戸別回収 資源物を各家庭の玄関前に持ち寄り、その集積場所で加盟業者に引き渡すことをいう。

(6) 戸別回収登録団体 戸別回収を継続的に実施する町内自治会、子ども会、老人クラブ及び婦人会等（営利を目的とする団体を除く。）で、市に登録した団体をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業は、資源回収登録団体が行う拠点回収とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助事業を実施した月当たり500円に資源回収登録団体が加盟業者に引き渡した資源物の重量1キログラム当たり2円を乗じた額を加える。

(団体の届出・変更等)

第5条 資源回収登録団体の登録を希望する団体は、資源回収登録団体登録届出書（様式第1号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の団体は、概ね20世帯以上が加入していることを要する。ただし、市長が特に認めるときはこの限りでない。

3 第1項の規定により登録した事項に変更が生じた場合又は登録を抹消する場合は、資源回収登録団体登録変更・抹消届出書（様式第2号）により速やかに市長に届け出なければならない。

(登録の取消し)

第6条 市長は、前条第1項の資源回収登録団体が虚偽の届出をし、又は拠点回収を継続的に実施することが困難であると認めるときは、当該団体の登録を取り消すことができる。

2 市長は、前項の規定により資源回収登録団体の登録を取り消したときは、その理由を付し、資源回収登録団体登録取消通知書（様式第3号）により、当該団体に通知するものとする。

（参加事業所の届出・変更等）

第7条 資源回収登録団体が別表に定める事業所から排出される資源物（古紙に限る。）を回収しようとするときは、その事業所に係る事項を集団回収参加店舗・事務所等届出書（様式第9号）により市長に届け出なければならない。

2 前項の届出事項に変更が生じた場合又は届出を抹消する場合は、集団回収参加店舗・事務所等変更・抹消届出書（様式第10号）により速やかに市長に届け出なければならない。

（交付申請）

第8条 規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする資源回収登録団体は、資源回収促進奨励補助金交付申請書（様式第4号）に加盟業者が発行した集団回収計量伝票を添付して、市長に提出しなければならない。

2 前項の申請書は、原則として次の各号に掲げる引き渡し期間に応じ、それぞれ当該各号に定める期限までに提出しなければならない。ただし、第1号から第3号の期間において、やむを得ず期限までの提出ができない場合で市長が認めるときは、当該年度の末日まで延長することができる。

- | | | | | |
|-----|---------|-------|----|--------|
| (1) | 4月から同年 | 6月まで | 同年 | 7月10日 |
| (2) | 7月から同年 | 9月まで | 同年 | 10月10日 |
| (3) | 10月から同年 | 12月まで | 翌年 | 1月10日 |
| (4) | 1月から同年 | 3月まで | 同年 | 3月31日 |

（補助金の交付決定及び額の確定）

第9条 市長は、規則第6条の規定により、補助金の交付を決定し、交付額を確定したときは、当該資源回収登録団体に資源回収促進奨励補助金交付決定通知書（様式第5号）により、通知するものとする。

（交付請求等）

第10条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた資源回収登録団体は、資源回収促進奨励補助金交付請求書（様式第6号）を市長に提出することにより補助金の交付を請求するものとする。

2 補助金の交付は、資源回収登録団体が指定した金融機関の口座に振り込むことにより行うものとする。

（補助金の不交付及び返還）

第11条 市長は、資源回収登録団体が虚偽の申請その他不正な手段により補助金の交付を受けようとしたとき又は受けたときは、それぞれ交付しないことを決定し、又は交付した補助金の全部若しくは一部について返還を命じることができる。

2 市長は、前項の規定により補助金の不交付を決定したとき又は返還を命じるときは、それぞれ資源回収促進奨励補助金不交付決定通知書（様式第7号）又は資源回収促進奨

励補助金返還命令書（様式第 8 号）により、当該団体に通知するものとする。

（戸別回収登録団体への準用）

第 1 2 条 第 5 条第 3 項及び第 6 条から第 8 条までの規定は、戸別回収登録団体について準用する。この場合において、第 5 条第 3 項中「資源回収登録団体登録変更・抹消届出書（様式第 2 号）」とあるのは「戸別回収登録団体登録変更・抹消届出書（様式第 1 1 号）」と、第 6 条第 1 項中「拠点回収を継続的に実施すること」とあるのは「戸別回収を継続的に実施すること」と、同条第 2 項中「資源回収登録団体登録取消通知書（様式第 3 号）」とあるのは「戸別回収登録団体登録取消通知書（様式第 1 2 号）」と、第 8 条第 1 項中「規則第 3 条の規定により補助金の交付を申請しようとする資源回収登録団体」とあるのは「戸別回収登録団体」と、「資源回収促進奨励補助金交付申請書（様式第 4 号）」とあるのは「戸別回収実績報告書（様式第 1 3 号）」と、同条第 2 項中「申請書」とあるのは「報告書」と読み替えるものとする。

（委任）

第 1 3 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は環境局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 2 年 7 月 1 日から施行し、同日以後に実施された補助事業に係る予算の執行から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行し、平成 2 2 年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成 2 6 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 2 9 年 2 月 1 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正前の要綱の規定により戸別回収を行っている資源回収登録団体は、前項の施行日に戸別回収登録団体として登録する。
- 3 この要綱の施行の際現にこの要綱による改正前の様式により調製された用紙は、当分の間、必要な箇所を修正して使用することができる。

別表

回収できる事業所	業種	従業員数
中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条第5項に規定する小規模企業者	商業・サービス業	5人以下
	製造業	20人以下

千葉市指令環収 第 号
年 月 日

資源回収登録団体登録取消通知書

団体名

氏 名 様

千葉市長

印

資源回収登録団体の登録について、下記の理由により取り消したので、千葉市資源回収促進奨励補助金交付要綱第6条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

様

資源回収促進奨励補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請のあった資源回収促進奨励補助金
について、次のとおり交付決定及び確定をしたので千葉市資源回収促
進奨励補助金交付要綱第 9 条の規定により通知します。

年 月 日

千葉市長



記

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 2 | 補助金交付確定額 | 円 |

※なお、補助金は資源回収促進奨励補助金口座指定書に記載された金融機関の口座に振り込みます。

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市指令環収 第 号
年 月 日

資源回収促進奨励補助金不交付決定通知書

団体名

氏 名 様

千葉市長

印

年 月 日付け申請のあった資源回収促進奨励補助金について、
下記の理由により不交付決定としたので、千葉市資源回収促進奨励補助金交付
要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

不交付決定の理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

千葉市指令環収 第 号
年 月 日

資源回収促進奨励補助金返還命令書

団体名
氏名 様

千葉市長



年 月 日付け交付した資源回収促進奨励補助金について、下記の理由により返還を命じるので、千葉市資源回収促進奨励補助金交付要綱第11条第2項の規定により通知します。

記

1 補助金交付額

_____円

2 返還期限

年 月 日迄

3 返還を命じる理由

審査請求等について

- この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

登録番号				-			
------	--	--	--	---	--	--	--

集団回収参加店舗・事務所等変更・抹消届出書

_____年 月 日

(あて先) 千葉市長

住所 〒 _____ 千葉市 _____ 区

団体名 _____

代表者氏名 _____

連絡先電話番号 (_____) _____

電子メールアドレス _____

店舗・事務所等から排出される古紙の回収について、千葉市資源回収促進奨励補助金交付要綱 { 第7条第2項
第12条の規定により準用する第7条第2項 } の規定により下記のとおり届け出ます。

参加店舗・事務所等記載欄

No	店舗・事務所等名	所在地	代表者名	電話番号	業種	従業員数	追加・抹消
		区				人	追加・抹消
		区				人	追加・抹消
		区				人	追加・抹消
		区				人	追加・抹消
		区				人	追加・抹消
		区				人	追加・抹消
		区				人	追加・抹消

※追加の場合、参加店舗・事務所等記載欄の内容については、店舗・事務所等の方に自署をお願いしてください。抹消の場合は店舗・事務所等名部分のみの記入で結構です。

千葉市指令環収 第 号
年 月 日

戸別回収登録団体登録取消通知書

団体名
氏 名 様

千葉市長

印

戸別回収登録団体の登録について、下記の理由により取り消したので、千葉市資源回収促進奨励補助金交付要綱第12条の規定により準用する第6条第2項の規定により通知します。

記

取消しの理由

審査請求等について

- 1 この処分についての審査請求は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、千葉市長に対してすることができます。
- 2 この処分の取消しを求める訴訟は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、千葉市を被告として提起することができます。

